

**家畜・家さんの所有者は年1回の『定期報告』
の提出をお願いします!**

中央家畜保健衛生所

家畜伝染病予防法により、**愛玩目的も含めて**下記の家畜・家さんを1頭(羽)でも所有している方は、**毎年2月1日時点**での飼養状況等の報告が義務付けられています。

所定の報告用紙に記入のうえ、当所あて提出してください。報告用紙は農林水産省ホームページからダウンロード可能です。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html#3

【提出先・問合せ先】中央家畜保健衛生所(〒854-0063 諫早市貝津町3118 TEL:0957-25-1331)

家畜の種類及び飼養規模により、提出書類が異なります。
下表を参考に期限内の提出をお願いします。



様式等
(農林水産省 HP)

畜種ごとの飼養規模の分類

家畜・家さんの種類	小規模	中規模	大規模
牛(成牛)(※)・水牛・馬	1頭	2～199頭	200頭以上
牛(子牛・育成牛)(※※)	1頭	2～2,999頭	3,000頭以上
鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし	5頭以下	6～2,999頭	3,000頭以上
鶏・うずら	99羽以下	100～99,999羽	10万羽以上
あひる・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥	99羽以下	100～9,999羽	1万羽以上
だちょう	9羽以下	10～9,999羽	1万羽以上

※乳用種の雄牛・交雑種の牛は17月齢以上、それ以外は24月齢以上

※※乳用種の雄牛・交雑種の牛は満4月齢～17月齢未満、それ以外は満4月齢～24月齢未満

飼育規模別の提出書類

様式	小規模	中規模	大規模
定期報告書	○	○	○
飼養衛生管理基準の遵守状況及び 遵守するための措置の実施状況	—	○	○
衛生管理区域の設定、消毒設備の設置等 家畜の飼養密度 埋却地等の確保状況	—	△	△
飼養衛生管理マニュアル	△	△	△
大規模農場に関する報告	—	—	△

○: 必ず記入し提出 △: 以前に提出し変更がない場合、提出不要

【新規】飼養衛生管理等支援システムの運用が令和7年から始まります

毎年の『定期報告』や飼養衛生管理基準の自己点検などの作業を電子化することで時間短縮・効率化を図るため農林水産省が「飼養衛生管理等支援システム」を開発し、今年度から運用が開始されます。

インターネット環境とスマートフォンがあればどこからでも提出でき、過去の履歴を引用することで次回以降の入力手間が省けます。さらに、報告内容などからそれぞれの農場にあった指導やアドバイスが受けられるようになります。

まずは、システムを利用するためのeMAFF(農林水産省共通申請サービス)のアカウント登録によるeMAFF IDの取得が必要です。

取得の流れは(Webフォーム:<https://e.maff.go.jp/Inquiry>)をご覧ください。



提出期限

QRコードからもアクセスできます

牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者⇒ **令和7年4月15日(火)まで**

鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょうの所有者⇒ **令和7年6月16日(月)まで**